

## 第5章 三重県の削減取組

県では、国の動向を踏まえ、国の施策が県内で効果的に実施されるよう連携するとともに、三重県の地域特性を生かした独自の施策を実施することにより、温室効果ガス排出量の削減に努めます。取組は、年度ごとに進捗状況を確認するとともに、状況に合わせ必要な見直しを行っていきます。

### ■取組の基本的視点

この計画では、①県民・事業者アンケートにより「地球温暖化問題に関する意識が必ずしも行動に結びついていない」という課題が明らかになったこと、②取組においては他の主体との連携が有効であること、③化石燃料の使用が温室効果ガスの主な排出源となっていることを踏まえて、次の3つの視点に基づき県民・事業者との協創による低炭素社会の実現を目指します。

#### 視点1：意識から行動へ

温室効果ガス排出量の削減取組の推進には、県民一人ひとり日々のくらしで、事業者はそれぞれの事業活動で、「意識すること」に加えて「行動すること」が重要です。県民や事業者の意識の高まりを、新たな行動へとつなげるために、自主的な温室効果ガス削減行動を促進させる仕組みづくりを行います。

#### 視点2：様々な主体の連携

温室効果ガスの排出量削減には、県民一人ひとりや事業者それぞれの取組が必要ですが、地域や社会のつながりの中で連携して取り組むことで、取組の効果はより大きなものとなります。

地域での取組を支援し、様々な主体が連携する取組を促進することで、地域に豊かさをもたらす低炭素社会を目指します。

#### 視点3：資源の有効活用

温室効果ガスの排出量削減には、温室効果ガスの主な排出源となっている化石燃料をできるだけ使用しないことが大切です。

また、二酸化炭素の排出を抑制しつつエネルギーを確保するためには、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入が必要です。

生活の中で出来る限り資源・エネルギーの無駄遣いをなくし、再利用やリサイクルを推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するなど、環境への負荷を低減する仕組みづくりを行います。

## ■基本的な取組

この基本的な取組は、前述した取組の基本的視点を踏まえ、県として優先的に継続して取り組む施策であり、産業部門や民生部門などの各部門にわたり各主体が連携して取り組んでいくものです。

### 基本取組1 「事業者による自主取組の促進」

今後、社会・経済活動を進めていくうえで地球温暖化対策の実行は避けられない課題であり、事業所の規模や産業分野の違いを問わず、企業経営のなかで取組を進めていく必要があります。

平成 15 (2003) 年以降、事業所の新規立地や生産設備の増強などにより、例えば電子部品デバイス工業の生産指数が急激に伸びたことなどから、平成 20 (2008) 年度における三重県の製造品出荷額は平成 15 (2003) 年度と比較して 50%増加したこともあり、産業部門における平成 20 (2008) 年度の二酸化炭素排出量は、平成 2 (1990) 年度と比べると 9.2%増加しています。

産業部門では、生産施設やユーティリティ施設への最先端で高効率の設備の導入等により、単位の生産に伴うエネルギー消費量を表すエネルギー原単位は改善されているものの、産業部門の排出量が三重県での二酸化炭素排出量に占める割合は6割と高く、産業部門における排出量の削減は重要です。また、産業部門の排出量の8割以上を製造業の大規模事業所が占めています。

県では、エネルギー使用量が一定規模以上の大規模事業所を対象とした地球温暖化対策計画書制度を平成 13 (2001) 年に設け、総排出量の削減目標や具体的な取組内容などを記載した地球温暖化対策の計画の作成及び提出を義務づけるとともに計画書を公表し、大規模事業所の自主的な排出量削減取組を促進してきました。

企業においては、CSRの取組として地域社会での環境活動を進めています。今後、県では生産活動における温室効果ガス排出量の削減のみならず、地域での環境活動等も盛り込んだ地球温暖化対策計画書の内容及びその実績を評価・公表する制度の導入を検討し、地球温暖化対策に積極的な事業者の取組が社会的に評価される仕組みにしていきます。

これにより、大規模排出事業所の自主的な地球温暖化対策をより高い水準にするとともに、関連企業への省エネルギー技術の移転などの連携した取組を進め、地域での環境保全活動の取組を促進していきます。



図 5-1 地球温暖化対策計画書評価・公表制度のイメージ

また、排出割合は小さいものの、中小事業所数は8万箇所を越えており、製造業の中小規模事業所や農林水産業、鉱業、建設業、オフィスビル、店舗などの排出削減対策も併せて進める必要があります。

民生業務その他部門における平成20(2008)年度の二酸化炭素排出量は、オフィスや店舗などの業務系建築物の延床面積の増加に伴う空調・照明設備やオフィス機器の増加などにより、平成2(1990)年度と比べて68.0%増加しています。

県では、平成19(2007)年度から中小事業所を対象とした省エネルギー診断及び省エネルギー相談を実施しており、県が派遣した専門家が各事業所に応じた具体的な対策を提案してきました。また、省エネルギー設備等の導入に必要な資金調達を支援するため、中小事業所に対して低金利で円滑に資金が提供されるよう、金融対策を実施してきました。

中小事業所での二酸化炭素排出削減の取組による個々の削減効果は小さなものですが、多数の事業所における取組から得られる削減量を合わせれば大きなものとなります。また、従業員も含めた地球温暖化防止の視点での行動は、社会を低炭素に配慮したものとし、地球温暖化防止の実現へとつなげていくことができます。中小事業所には省エネルギーセンターと連携して省エネルギー診断を進め、国内クレジット制度やESCO事業、環境保全融資制度と連携するなど、事業者の立場に立った総合的なアドバイスを実施することにより、エネルギー使用量の削減を促進するとともに、二酸化炭素の削減量を環境価値として活用し、カーボン・オフセット等の仕組みによって二酸化炭素削減活動を促進します。

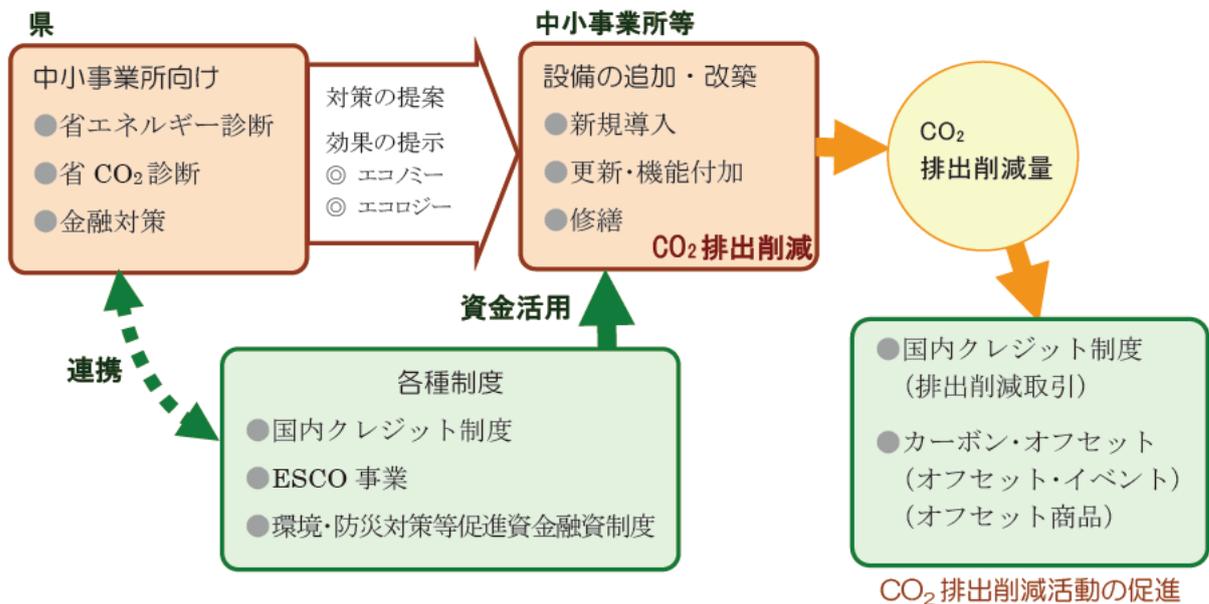


図 5-2 中小事業所等における CO<sub>2</sub> 削減活動のイメージ

**基本取組2 「各主体が連携して取り組む二酸化炭素排出削減県民運動の推進」**

地球温暖化問題を解決するには、ライフスタイルを大量消費型から二酸化炭素排出量の少ない低炭素型のものに変えていく必要があります。県民や事業者の地球温暖化問題への高い意識を地球温暖化防止への具体的な行動に結びつけるには、意識から行動への橋渡しとなるきっかけづくりが重要となります。

民生部門の平成20(2008)年度の排出量を平成2(1990)年度と比べると、家庭部門では19.7%増加し、業務その他部門では68.0%増加しており、高い割合で増加しています。

県では、平成13(2001)年度から平成20(2008)年度までの間に、家庭での電気使用量等を削減する県民運動として「みえのエコポイント」事業に取り組みました。また、ごみゼロ社会の実現に向けて、県民や事業者、市町と連携してレジ袋有料化・マイバッグ持参の取組を推進してきました。さらに、地球温暖化防止活動推進員の活動を支援することによって、地球温暖化対策の重要性などについて広く県民に情報を提供し、意識啓発を行ってきました。

県民一人ひとりや事業者それぞれの二酸化炭素排出削減への取組は重要で、地域や社会のつながりの中で連携することによって取組の効果をより高められます。今後は、地球温暖化防止行動のきっかけをつくるため、家庭での太陽光発電の導入や環境にやさしい商品購入等の県民の消費行動による二酸化炭素排出削減取組の効果を「見える化」し、民生部門における取組の促進を図りながら二酸化炭素排出量を削減していきます。

また、その削減量を環境価値として活用することで、イベント開催時に排出される二酸化炭素を相殺するなどのカーボン・オフセットを図る仕組みを構築することにより、様々な主体が連携する二酸化炭素排出削減取組を県民運動として促進していきます。

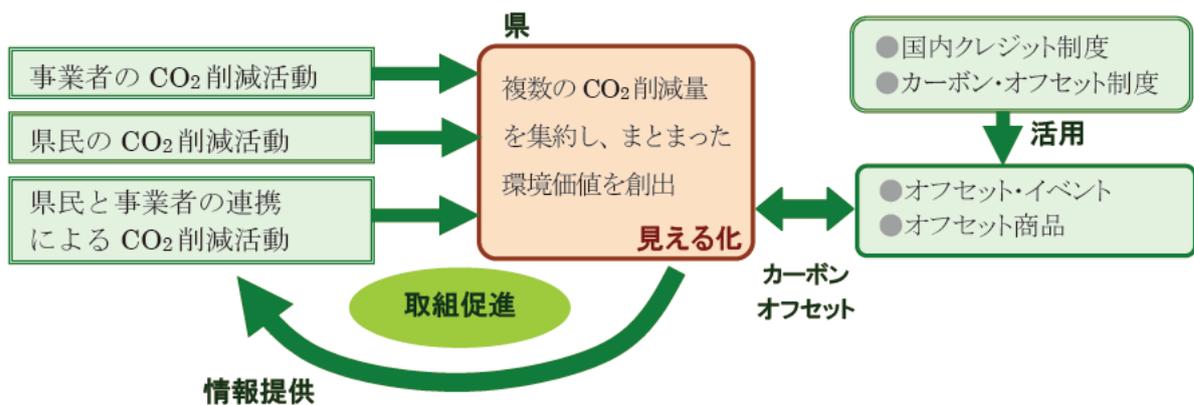


図 5-3 県民・事業者による CO<sub>2</sub> 削減活動の促進のイメージ

**基本取組3 「自動車交通のエネルギー利用効率の向上」**

三重県では沿岸部を中心に公共交通機関が発達していますが、自動車は私たちの快適な暮らしに欠かせない重要な交通手段となっています。暮らしの快適さを維持しつつ低炭素社会を実現するには、なくてはならない交通手段である自動車の利用方法を見直し、低炭素に配慮したライフスタイルへの変革が必要です。

近年の低燃費車の普及による燃費の向上によって、運輸部門の二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。今後さらにエネルギー利用効率の高い電気自動車やハイブリッドカー、二酸化炭素排出量の少ない天然ガス車などのエコカーの導入を進めます。また、燃料消費の少ない運転方法であるエコドライブを実行することで、2割程度の燃費の改善が見込まれます。県民アンケートによると、エコドライブなどの環境にやさしい自動車利用の実行率が低いことから、セミナーや実施研修等を通して県民や事業者にもエコドライブを広く普及し、二酸化炭素の排出が少ない運転方法を日々の暮らしや事業活動の中で実践するよう促します。

さらに、一定以上の自動車を使用する事業者を対象として計画書及び実績報告を求める計画書制度や、一定以上の従業員が勤務している事業所、多くの者が自動車を使用している事業所を対象に、より積極的なエコ通勤などの自主的な取組を推進する仕組みの導入を検討し、事業者の自主的な二酸化炭素削減活動を促進します。

今後、県ではこれらの取組により、自動車交通の総合的なエネルギー利用効率の向上を図り、自動車からの排出が約9割を占めている運輸部門からの二酸化炭素排出削減を進めます。

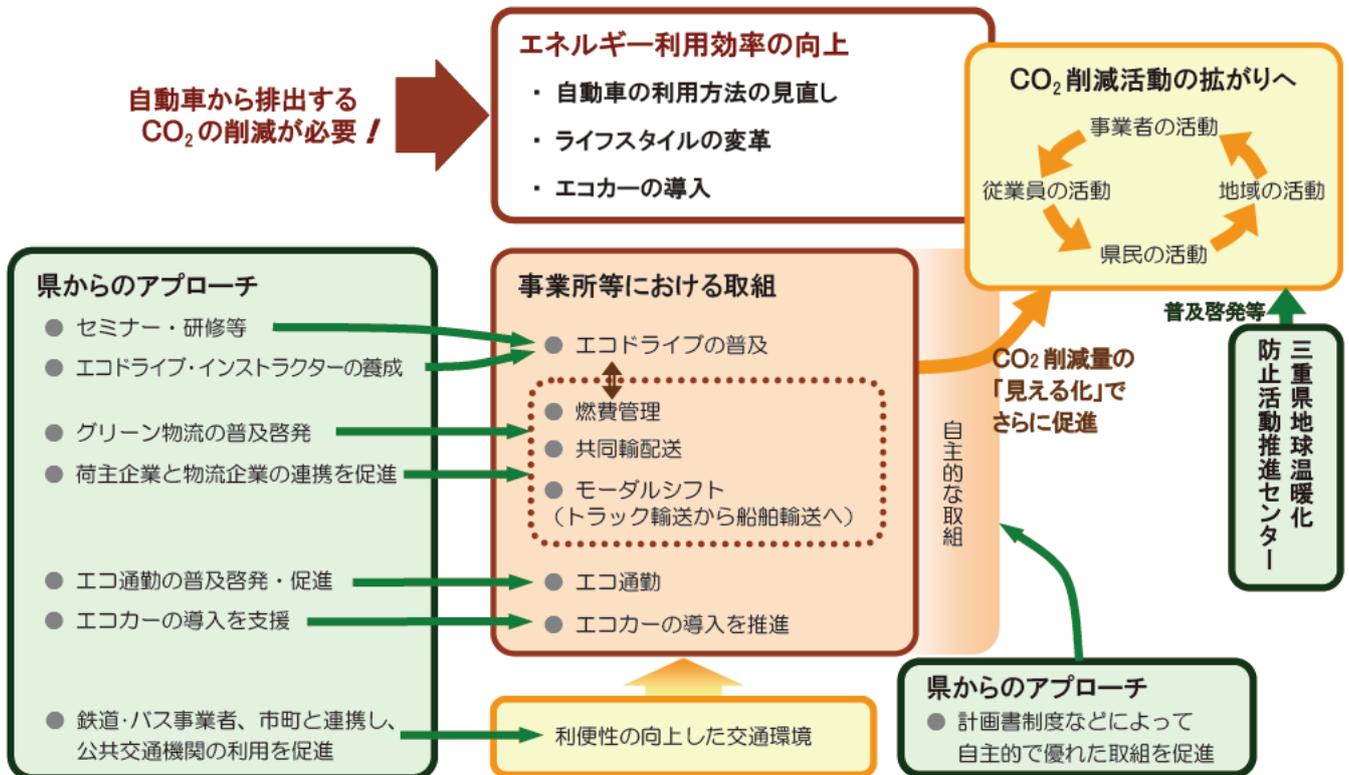


図 5-4 自動車交通のエネルギー利用効率向上のイメージ

**基本取組4 「再生可能エネルギー等の導入」**

温室効果ガス排出量の約9割が石油や天然ガスといった化石燃料などのエネルギー利用から発生する二酸化炭素です。そのため、温室効果ガス排出量を削減するには、エネルギー使用量をできるだけ少なくするとともに、**太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を推進**することが重要です。

県ではこれまで、三重県新エネルギービジョンを策定して再生可能エネルギーの導入促進を図ってきました。今後、さらに地球温暖化防止活動推進センターや市町等と連携して省エネルギーや再生可能エネルギー等の普及啓発を行うとともに、事業者等を支援し、太陽光発電設備やバイオマス利用設備等の導入を促進します。

また、クリーンエネルギー自動車の導入を促進するため、電気自動車の充電スタンドの設置状況等に関する情報を発信し普及を進めるとともに、運輸事業者の天然ガス自動車への転換を促します。

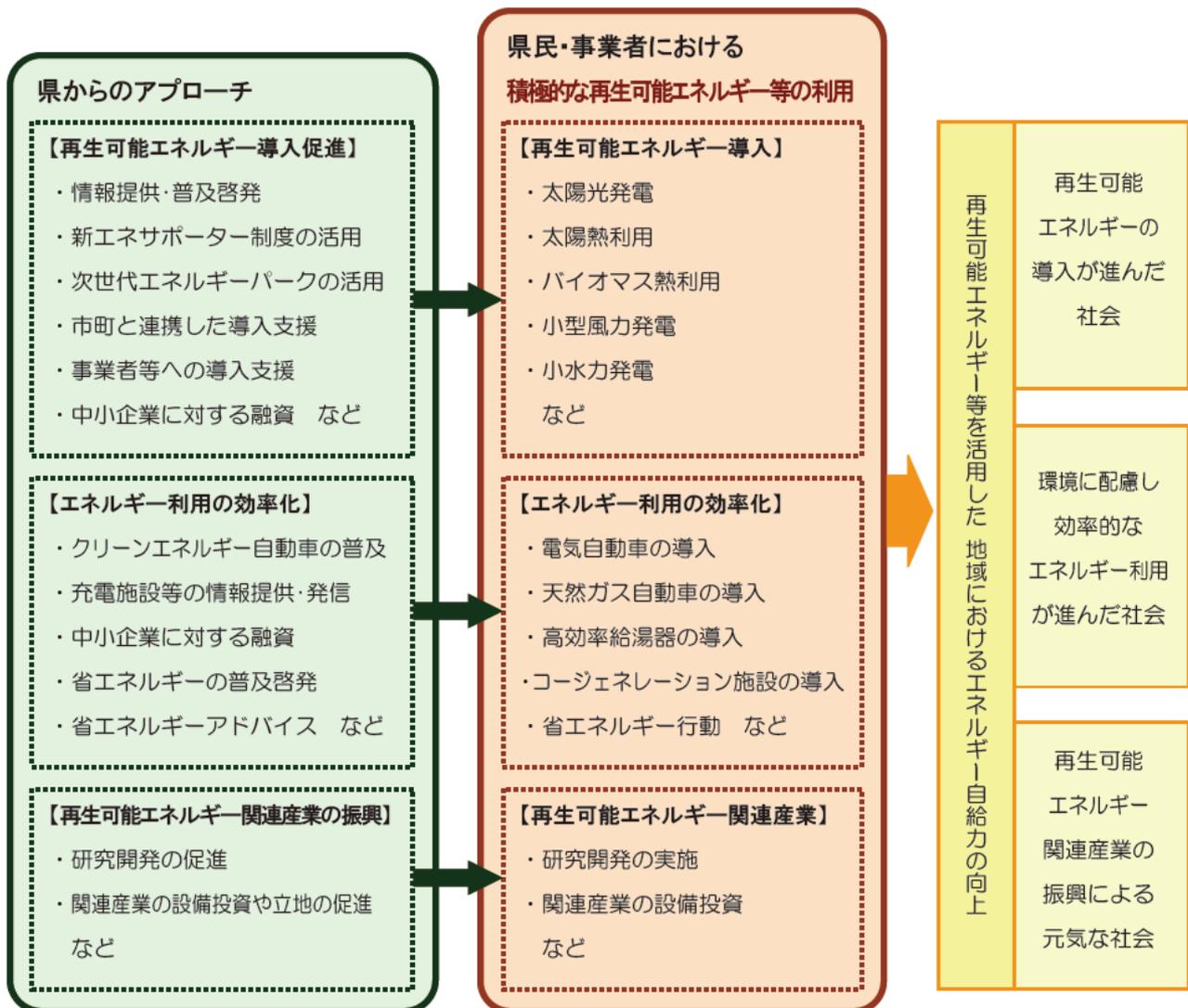


図 5-5 積極的な再生可能エネルギー等の利用のイメージ

**基本取組5 「各主体と連携した人づくりの推進」**

今後、将来にわたって温室効果ガスの排出が少ない低炭素な社会や経済を維持していくには、人々の意識を高め、持続させるとともに、低炭素な社会文化を育てていくことが重要です。そのためには、あらゆる年代の人々が環境教育・環境学習に参加することで、環境保全の重要性を理解し、主体的に活動できるようになる「人づくり」を進める必要があります。

これまで県は、「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」（平成17(2005)年）に基づいて環境教育・環境学習を推進してきました。平成23(2011)年6月にこの方針の根拠となっていた「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、法の目的に協働取組の推進が追加されるなど、様々な主体が連携した取組の重要性が増しています。今後は、改正法の趣旨に則り、環境教育・協働取組に関する行動計画の策定を検討し、市町や学校、事業者、NPO、大学等の様々な主体の自主的な活動を支援することで、各主体が連携した環境教育による人づくりを進めます。

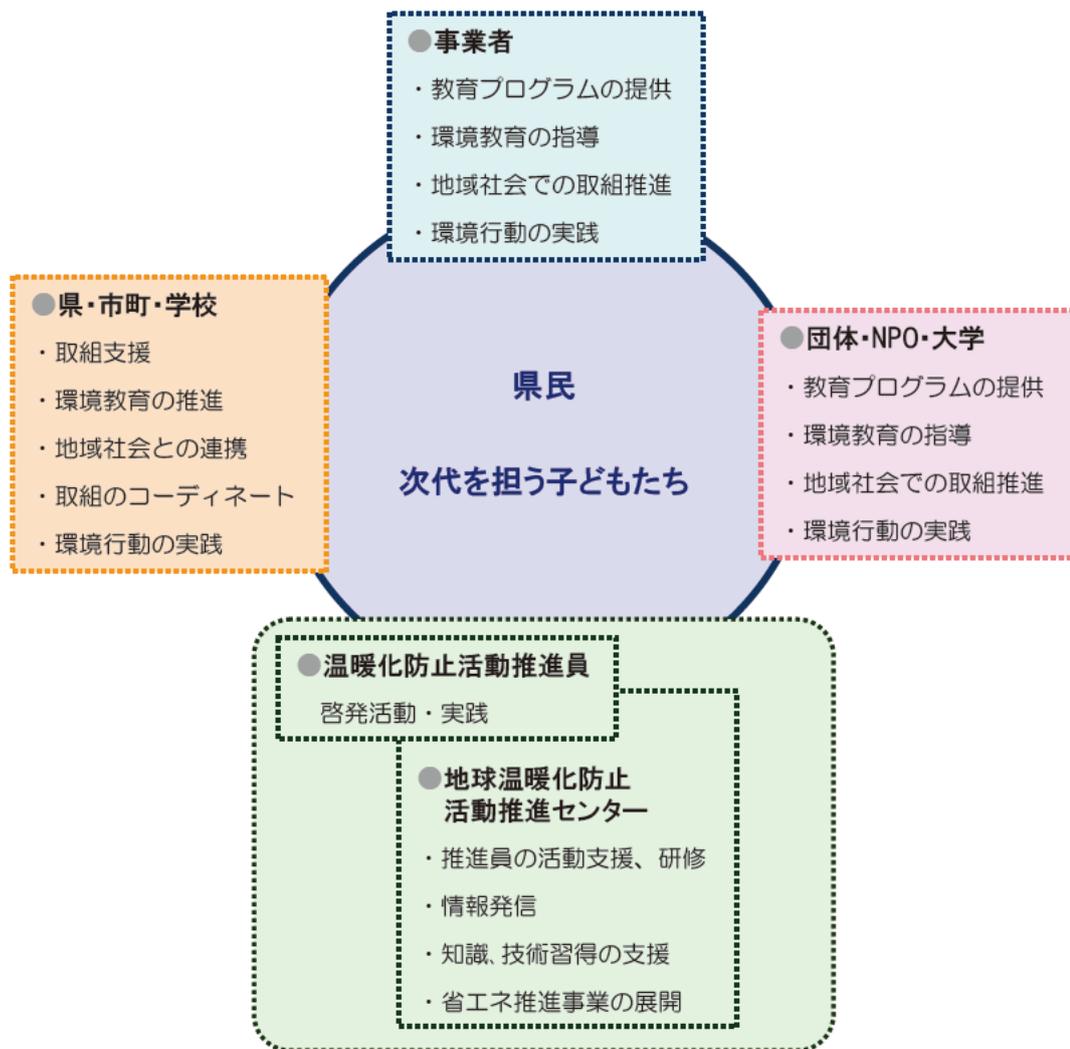


図 5-6 各主体と連携した人づくりのイメージ

## 1 事業者の自主的取組促進に関すること

社会や経済が発展していくうえで地球温暖化対策は避けられない課題であるため、事業所の規模や産業分野の違いを問わず、企業経営において地球温暖化対策を大きく進めていく必要があります。また、この機会を捉えて積極的に環境経営に取り組むことは、企業の競争力を高めるチャンスともなります。

各企業の自主的な地球温暖化対策を促進し、製品の生産や使用に伴う二酸化炭素排出量が少ない、低炭素に配慮したものづくりが行われる社会を目指します。

### 取り組む内容

---

#### ① 温室効果ガスの計画的な削減を進めます

エネルギー使用量が一定規模以上の工場・事業場を対象として計画書の提出及び実績の報告を求め公表する地球温暖化対策計画書制度により自主的な取組を促進していきます。新たに、計画書及び実績報告書の内容を評価・公表する制度を導入し、二酸化炭素排出量がより少ない設備への更新や再生可能エネルギーの導入などの事業者の自主的な削減取組を促進します。

#### ② 中小事業所に環境マネジメントシステムの普及を進めます

中小事業所における二酸化炭素削減取組を進めるため、省エネルギーセンターと連携して省エネルギー診断を進め、省エネルギー取組のアドバイスを行うとともに、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）の普及を進めます。

また、中小事業所が自主的に行動を進められるために、セミナー等による情報提供を行います。さらに、環境保全に資する活動を行う中小事業所に対して支援を行うことで、投資の伴う設備改修を促進します。

#### ③ 環境経営を促進します

事業活動における環境負荷の低減や、顧客・市場の環境意識向上に向けた働きかけといった環境経営の優れた取組を県内事業者を紹介し、環境経営の向上を図ることで、事業者の取組を促進します。

#### ④ エコオフィス運動を推進します

事業所が身近なところから省エネルギー等に取り組むエコオフィス運動を推進し、適正冷暖房温度の設定や省エネルギー機器の導入等の取組を進めます。

#### ⑤ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）を推進します

グリーン購入や三重県認定リサイクル製品の利用を促進し、資源循環ビジネスを育成するなど、「三重県廃棄物処理計画」、「ごみゼロ社会実現プラン」に基づき、廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の処理に伴って発生する温室効果ガスの排出を抑制します。

⑥ 新たな環境価値創造にむけた取り組みを検討します

事業者の二酸化炭素削減活動による削減量（環境価値）を集め、「見える化」し、その削減量をカーボン・オフセットなどに活用する仕組みを構築することにより、高効率機器への更新や運用改善による省エネルギー対策などの事業者による削減活動の促進を検討します。

また、農水産業の生産現場における二酸化炭素排出抑制など、新たな環境表示制度を検討します。

主な施策の実施計画

		2012	2013~2015	2016~2020
地球温暖化対策 計画書制度による 自主取組の促進	新たな仕組みの検討	→		
	新たな仕組みによる自主取組の促進		←→	←→
M-EMSの普及	M-EMSの普及による 中小事業者のCO <sub>2</sub> 削減 活動の促進	→	→	→
カーボン・オフ セット等による CO <sub>2</sub> 削減活動の 促進	仕組みの検討とモデル の実施	→		
	新たな仕組みを活用し た削減活動の促進		←→	←→



### 3 生活に関すること

一世帯当りの二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、世帯数が増加しているため、民生家庭部門の二酸化炭素排出量は増加しています。

また、県民アンケートによると、多くの県民が地球温暖化問題について関心を持っていますが、必ずしも高い関心が地球温暖化防止の取組に繋がっていない様子が見受けられます。

地球環境を意識して環境に配慮したくらしを実践し、次代を担う子どもたちに地球の大切さを伝えている社会としていきます。

#### 取り組む内容

---

##### ① 脱温暖化行動を促進します

地球温暖化防止活動推進センターを拠点とする地球温暖化防止活動推進員等により、日常生活における具体的な省エネルギー手法やエネルギーの使い方などを普及啓発することで、県民一人ひとりの脱温暖化行動を促進します。

##### ② 新しいライフスタイルの提案を行います

住宅の省エネルギー対策や、製造から消費、再利用に至るまでの環境負荷が低減された低炭素型商品の選択、物を大切にし、大量消費に価値をおかない価値観など、環境に配慮した生活スタイルを県民に提案します。

##### ③ 地産地消を促進します

消費者と県内生産者のコミュニケーションの強化、直売所を核とした農商工の連携による販売促進対策の強化や地産地消の情報提供などにより、商品の運搬などに伴って発生する二酸化炭素の排出量（フードマイレージ）を削減することで、二酸化炭素の排出削減を進めます。

##### ④ 環境配慮型店舗に関する情報提供を行います

省エネルギー対策の実施や低炭素型の商品を積極的に提供しているなど、環境に配慮した経営を行っている店舗の情報を県民に提供します。

##### ⑤ 環境学習・環境教育を推進します

三重県環境学習情報センターを拠点に、子どもたちの環境保全活動への参加を促すとともに、参加体験型環境講座や環境学習指導者養成講座などを実施することで、県民の環境意識の向上と環境に配慮した行動の促進を図ります。

また、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正趣旨に則り、環境教育・協働取組に係る行動計画の策定を検討していきます。

推進にあたっては、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が進めている持続発展教育（ESD）の概念を踏まえ、一人ひとりが持続可能な社会づくりの担い手として育つよう、教育機関と共に展開していきます。

⑥ カーボン・オフセット等により CO<sub>2</sub>削減活動を促進します

事業者と県民が連携し、県民の消費行動による二酸化炭素削減取組の効果を「見える化」します。また、その削減量を環境価値として活用し、カーボン・オフセットなどの仕組みによって、県民や事業者などが連携した取組を促進します。

⑦ 県民に解りやすい普及啓発方法を検討します

普及啓発を進めるための仕組みとして、家庭版省エネルギー診断制度や、環境家計簿などを用いた二酸化炭素排出量の「見える化」、地球温暖化対策モニター制度などを検討します。

⑧ 「ごみゼロ社会」づくりを推進します

「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を推進し、ごみの焼却処理や埋立処分により発生する温室効果ガスの排出を抑制します。

主な施策の実施計画

		2012	2013~2015	2016~2020
家庭での省エネルギーの推進	多様な主体による家庭での省エネルギーの普及啓発	■		
	地球温暖化防止活動推進センターを拠点にした普及啓発	■		
エコライフスタイルの推進	新たな手法の調査研究とモデル実施	←→		
	新たな手法による普及啓発	←→		
環境学習の推進	多様な主体による環境学習の推進	■		
	環境学習情報センターを拠点にした環境学習の推進	■		
環境教育・協働取組の推進	行動計画の策定	←→		
	新たな仕組みによる普及啓発	←		
ごみゼロ社会づくりの推進	「ごみゼロ社会実現プラン」に基づくごみゼロ社会の推進	■		

## 4 交通・移動に関すること

運輸部門の二酸化炭素排出量は、低燃費車の普及などによる燃費の向上により、減少傾向にあります。一方、県民アンケートによると、環境にやさしい自動車利用等の実行率は1割程度に留まっています。また、自動車からの二酸化炭素排出量の約4割を貨物車が占めており、物流面での地球温暖化対策も重要なものとなっています。

このことから三重県では、引き続き環境にやさしい運転方法であるエコドライブを推進していくとともに、モーダルシフトの促進など、物流面での地球温暖化対策を促進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

### 取り組む内容

---

#### ① 温室効果ガスの計画的な削減を進めます

新たに、一定以上の自動車を使用する事業者を対象として計画書の提出及び実績報告を求め公表する自動車地球温暖化対策計画書制度を導入し、低燃費車の導入、エコドライブの取組を促進します。

また、大規模荷主、大規模集客施設、マイカー通勤が多い事業者を対象に、自動車地球温暖化対策実施方針の作成及び提出を求め公表することで、エコ通勤、共同輸配送、公共交通利用促進の取組を進めます。

#### ② 公共交通の利便性の向上を図ります

生活交通の利便性を高め維持・向上するため、市町等と連携して公共交通のネットワーク化に向けた取組を行うとともに、バス路線を維持・確保するため、必要な支援を行います。

また、中小鉄道事業者が行う鉄道施設整備を支援するとともに、鉄道の利便性向上に向けて、関係自治体と連携して鉄道事業者等への働きかけを行います。

#### ③ 便利で暮らしやすいまちづくりを推進します

交通の利便性が高く、住居や行政機関、商業施設などの生活に関連する施設の集積が進むなど、暮らしやすく環境負荷の小さなまちづくりは、運輸・交通のあり方と相互に関連しています。自動車に対する過度な依存をせずに暮らせ、環境負荷の低減を実現できるまちづくりを目指し、関係市町等と調整を図ります。

また、低炭素社会の構築に向けて、電気自動車や天然ガス自動車などのクリーンエネルギー自動車を活用した事業を市町等と連携して実施します。

なお、交通渋滞の緩和やエコ通勤の促進にも寄与するコミュニティバス等の充実や、パークアンドライドのための駐車場の整備などについても、市町と連携して広域的な視点から検討します。

④ 交通渋滞の緩和に取り組みます

バイパス整備や、交差点改良などにより交通渋滞を緩和し、自動車から排出される温室効果ガスの抑制につなげていきます。

電球式信号機をLED式に更新し、二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、信号機の集中制御や高度化改良により、交通の円滑化を図ります。

⑤ 四日市港を軸とした物流の効率化を推進します

四日市港において、円滑な物流ルートを確保する臨港道路の整備などにより、物流の高度化、効率化を実現し、トラック輸送から船舶輸送へのモーダルシフトを図ります。

主な施策の実施計画

		2012	2013~2015	2016~2020
自動車地球温暖化対策計画書制度の導入	制度の検討	→		
	制度を活用した削減活動の促進		←→	→
公共交通の利用促進	各種支援等による公共交通の利便性の向上	→		

## 5 エネルギーに関すること

エネルギーの利用に伴って発生する二酸化炭素は温室効果ガス排出量の約9割を占めており、石油や石炭などの化石エネルギーから太陽光や太陽熱、風力などの再生可能エネルギーへの転換は、地球温暖化対策において重要な取組となります。

「三重県新エネルギービジョン」を基本として、関係各所と連携して県内における再生可能エネルギーの導入を促進していきます。また、県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や、省エネルギー、生産工程の効率化等を促進することで、経済成長と環境保全を両立させる「グリーン・イノベーション」を推進します。

### 取り組む内容

---

#### ① 再生可能エネルギーの普及を促進します

エネルギーの安定供給と地球温暖化等の環境問題に貢献する再生可能エネルギーに関するイベントや研修会等の普及啓発活動の実施により、県民、事業者、市町の再生可能エネルギーに対する理解を一層深めていくとともに、再生可能エネルギー設備を導入する事業者等に支援を行うなど、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

#### ② 公共施設に再生可能エネルギーを導入します

新県立博物館や県立学校などの公共施設に太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーを導入し、適切な維持管理と効率的な運用により環境負荷の低減に努めます。

#### ③ 木質バイオマスの利用を促進します

間伐等で発生する林地残材や製材・木材加工事業者から発生する製材廃材等の木質バイオマスを木材チップや木質ペレットとして有効活用し、工場や建物の熱源など様々な形での利用を促進します。

#### ④ 廃棄物の焼却にかかる廃熱エネルギーの活用を促進します

廃棄物の焼却により発生する焼却熱をエネルギーとして回収している廃棄物処理施設を認定する、熱回収施設設置者認定制度の円滑な施行運用を図り、廃熱エネルギーの活用を促進します。

可燃ごみから作られたRDF（ごみ固形燃料）を燃料とした発電を行い、ごみの持つ未利用エネルギーを有効利用します。

#### ⑤ グリーン・イノベーションを推進します

県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や新事業展開等を促進することにより、県内産業の成長と低炭素社会構築への貢献の両立を図ります。

また、省エネルギーや生産工程の効率化等を促進することにより、環境・エネルギー制約の克服による県内事業者の競争力強化と低炭素社会構築への貢献の両立を図ります。

⑥ 二酸化炭素排出量の少ないまちづくりを検討します

地域が協働して太陽光発電などを導入し、活用するなど、再生可能エネルギーが効率的に利用される仕組みを市町と連携して検討します。

また、大規模小売店舗の建設や土地の区画整理、宅地の造成など、一定規模以上の開発を行う際に、開発地域において地域冷暖房などエネルギーの面的利用が図られる仕組みを市町と連携して検討します。

主な施策の実施計画

		2012	2013~2015	2016~2020
再生可能エネルギーの普及促進	研修会や導入支援等による普及促進	—————		
	方策の調査研究	←—————→		
二酸化炭素排出量の少ないまちづくりの推進	モデル地域の選定と実証実験	←—————→		
	まちづくりの実践			←———

## 6 森林の保全に関すること

森林は、木材の供給や水源かん養、土砂の流出防備など、その多面的な機能の発揮を通じて私たちの生活に恩恵をもたらしています。また、樹木がその生長を通じて二酸化炭素を吸収し固定していることから、近年では地球温暖化対策においても重要な役割が期待されています。

三重県では江戸時代から活発な林業が展開されており、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を通して森林を守り育ててきました。しかし、木材価格の低下や需要の減少などにより、「緑の循環」を通じた森林の保全が成り立たなくなっています。

このため、三重県では、様々な主体による森林づくりを進めるとともに、県産材の利用促進を目指します。

### 取り組む内容

---

#### ① 森林整備を推進します

環境林や生産林など、森林の区分に応じた様々な森林整備や森林管理を推進します。環境林においては、災害に強い森林づくりや針広混交林への誘導など、多様な森林づくりを進めます。生産林においては、森林資源の適正な育成と公益的機能の維持増進を図るための森林管理を行います。

また、森林の保全に必要な治山施設等の整備を進めます。

#### ② 木材利用を促進します

低コストで安定的な供給体制を構築するため、施業の集約化、林道・作業道の整備や高性能林業機械の導入を促進するとともに、流通面での合理化の仕組みづくりに取り組みます。

そのほか、県産材を使用した住宅や公共建築物の建築や、店舗・事業所の内外装や備品の整備、木材製品の購入によるCO<sub>2</sub>固定量を認証する三重県木材CO<sub>2</sub>固定量認証制度により、県産材の利用拡大を進めます。

これらの取組などにより、炭素の貯蔵、CO<sub>2</sub>の排出削減に貢献する木材利用を促進します。

#### ③ 様々な主体による森林づくりを促進します

「企業の森」として森林整備を進めるため、技術指導や、フィールド紹介・ネットワーク化といった情報提供等を行うとともに、森林ボランティアを育成することにより、県民や事業者の自主的な森林整備活動を活発化させ、様々な主体による森林づくりを促進します。

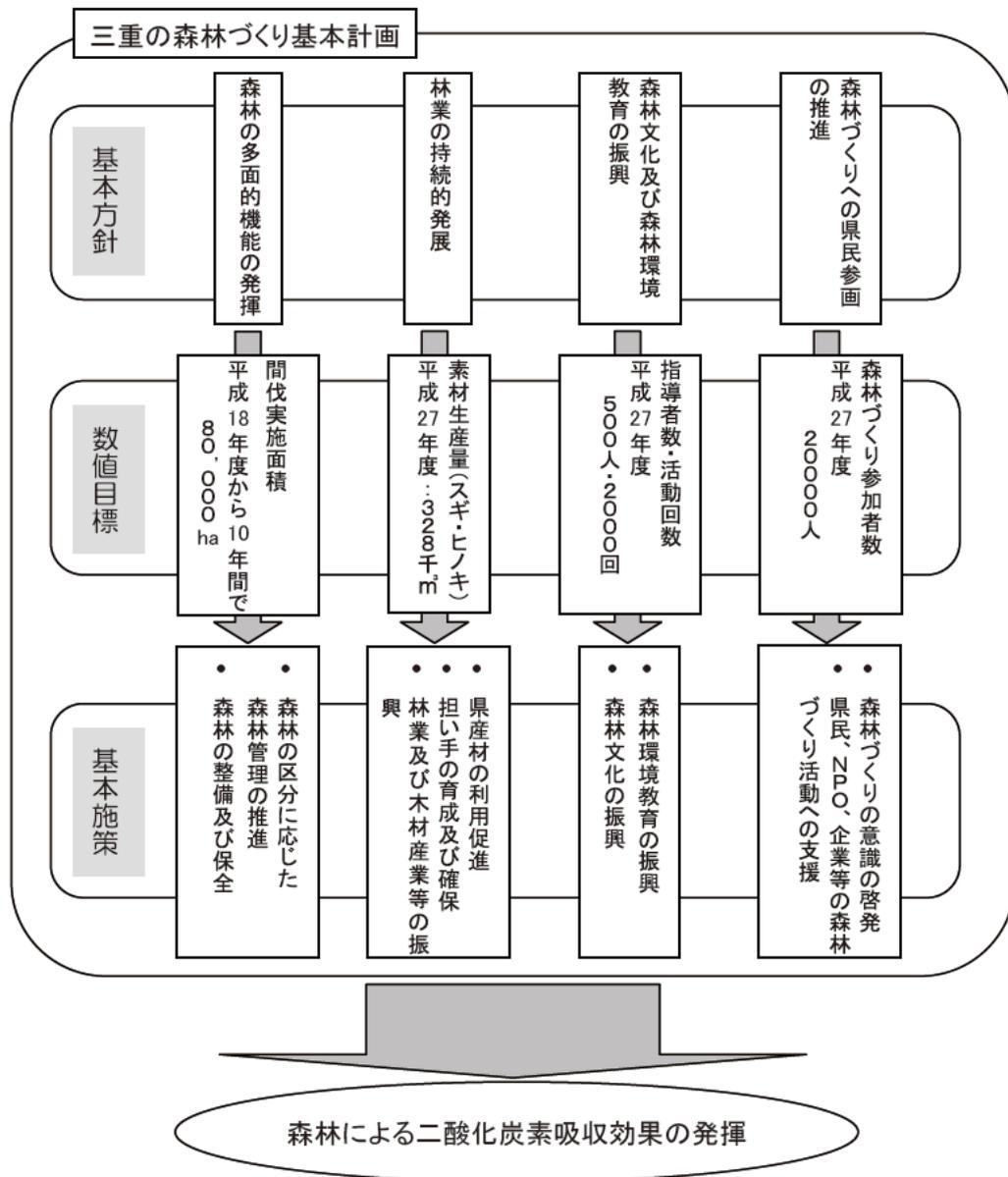
三重県森林CO<sub>2</sub>吸収量評価認証制度により、県民やNPO、事業者などが行う森林保全活動の環境への貢献度を数値化し、様々な主体による森林づくりを促進します。

④ 緑地の保全と緑化を推進します

三重県自然環境保全条例に基づき、森林や農地、湖沼などの自然地において一定規模以上の開発を行う者に届出を求め、必要に応じて助言等を行うなど、開発行為による自然環境への負荷低減を図ります。

「三重県広域緑地計画」を策定することで三重県における緑の将来像やその実現に向けた方針を明らかにし、都市地域における緑地の保全及び緑化の推進を図ります。この三重県広域緑地計画は、都市緑地法に基づいて市町が策定する「緑の基本計画」の指針となります。

宝くじ協会からの助成金を活用した公共施設の緑化の促進など、多くの県民が森林や緑の大切さを理解し、自発的に緑化活動に参画できる社会づくりを目指します。



主な施策の実施計画

		2012	2013~2015	2016~2020
森林整備の推進	森林の区分に応じた多様な森林整備等による森林整備の推進			
炭素の貯蔵に貢献する木材利用の促進	炭素の貯蔵等に貢献する県産材の利用促進			
緑化の推進	多様な主体による森林づくり、緑化等の推進			